

別紙

仕 様 書

1 業 務 名

笠置町第 11 次高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条、「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について」に基づき、地域包括ケアの一層の推進を念頭においた令和 9 年～令和 11 年度を目標年度とする「笠置町第 11 次高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

4 業務の内容

■ 基礎調査（令和 7 年度業務）

(1) 高齢者実態調査等の実施

調査項目については国が示す「日常生活圏域ニーズ調査」を基本としつつ、本町独自設問も加えた内容とすることを想定する。

調査対象：65 歳以上の一般高齢者及び要支援認定者 500 人

在宅の要介護認定者 65 人

① 調査票の設計

② 調査票、発送（角 2）・返送（長 3）用封筒の作成・印刷及び封入・封緘作業

③ 調査票の発送準備

（対象者の抽出、宛名シール作成、封筒への貼付作業及び発送・回収は本町が行うため委託料に郵送費は含まない）

④ 回収票の集計・分析

⑤ 結果報告分析資料の作成

(2) 法令改正による計画との整合性の確保

介護保険法や老人福祉法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、特に地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律を

中心に、今後、福祉関連法令が改正される都度、その改正箇所が引用されている当町の例規（条例・規則・要綱）の条項を随時指摘すること。改正された法令を新旧対象形式（横書き）で提示すること。

※法令については官報を参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

※例規に関しては本町の例規集を参考とすること。

(3) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版の作成

今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成すること。

(4) 福祉施策に係る先進事例の提供

高齢者施策を検討する際の資料とするため、全国の特徴ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の人口規模、施策の事業期間・総事業費・担当部局名、目的・特色・関係条例名などの先進事例を必要に応じて随時提供すること。なお、情報収集にあたっては、自治体ホームページや福祉関連書籍からの２次的情報ではなく、受託者において収集した情報を事例として掲載し取りまとめたうえで、冊子として納品すること。

※第１回目の策定委員会に参考資料として提出するため、第１回策定委員会の１週間前までには納品すること。

■ 計画策定（令和８年度業務）

『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律』が施行されたことを受け、今後ますます包括ケアの充実及び拡充が必要となるため、第８期の分析結果及び計画内容を十分活用し計画策定を行うこととする。

(1) 現況把握及び課題分析

- ① 高齢者実態調査結果に基づく地域課題の把握と整理
- ② 町域の現況把握と整理、これまでの高齢者福祉施策の検証と課題のとりまとめ
- ③ 第１～９期を通した介護保険事業の運営状況の分析（給付分析等）
- ④ 地域包括ケアの推進に向けた取り組み事項の検討、整理
- ⑤ 和束町、南山城村、本町の特質特性の把握

(2) 人口推計及びサービス見込み量・保険料の設定支援

- ① 人口及び被保険者数の推計支援
- ② 目標年度における介護サービスの見込み量の算定支援
- ③ ②を踏まえた保険料の算定支援
- (3) 計画の策定
 - ① 調査・分析結果に基づく計画骨子案の作成
 - ② 計画素案の作成、とりまとめ
 - ③ 現行計画及び各福祉関連計画の整合調整
 - ④ 計画内容の確定
- (4) 策定委員会の運営支援（3回）

策定委員会の運営を円滑に行うため、資料の作成及び会議録要約版の作成等を行う。
- (5) パブリックコメントの実施支援
- (6) 法令改正による計画との整合性の確保

介護保険法や老人福祉法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、特に昨年度施行された地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律を中心に、今後、福祉関連法令が改正される都度、その改正箇所が引用されている当町の例規（条例・規則・要綱）の条項を随時指摘すること。改正された法令を新旧対象形式（横書き）で提示すること。

※法令については官報を参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

※例規に関しては本町の例規集を参考にすること。
- (7) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版の作成

今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成すること。

5 成 果 品

■ 基礎調査（令和7年度業務）

- (1) アンケート調査報告資料（データ一式）
- (2) 改正法令引用例規一覧表
- (3) 先進事例冊子（A4判・5部・30頁・本文1色刷・簡易製本）

■ 計画策定（令和８年度業務）

- (1) 計画書（Ａ４判・１００部・８０頁・本文１色刷・表紙厚紙）
- (2) 概要版（Ａ４判・７００部・８頁・２色刷）
- (3) 上記のホームページ掲載用データ（ＰＤＦ形式）
- (4) 改正法令引用例規一覧
- (5) その他関係資料一式（電子データ一式を含む）

５ そ の 他

- (1) 本業務の仕様に記載のある事項は、すべて確実に履行し、成果品を納めること。
- (2) (1)が履行できない場合、指名停止を行い、公表することも有り得る。
- (3) 仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本町と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。